

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構における
診療情報の提供に関する指針

(趣旨)

第1 この指針は、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構日本海総合病院及び同日本海酒田リハビリテーション病院及び日本海八幡クリニックにおいて、インフォームドコンセントの理念に基づき、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者と患者等とが診療情報の提供を共有することによって、より質の高い医療を提供し、地域の信頼に応えるため、診療情報の提供を行う統一的な基準及び事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療情報 診療の過程で、患者の身体状況、症状、治療等について医療従事者が知り得た情報
- (2) 診療録 医師法第24条及び歯科医師法第23条所定文書
- (3) 診療記録 診療情報が紙等の触媒に患者ごとに記載されたものであり、医療従事者が作成又は取得した業務記録（診療録、看護記録、処方せん、検査記録、エックス線写真等）

(提供する診療情報)

第3 提供する診療情報は、診療記録に記載されたもののうち、患者の診療を目的として医療従事者が作成又は取得したものとする。

(提供を申し出ることができる者)

第4 診療情報の提供を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 患者本人
- (2) 患者の法定代理人（ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては本人に限ることができる。）
- (3) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- (4) 患者本人から代理権を与えられた親族
- (5) 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族
- (6) 患者本人が死亡した場合、その配偶者、2親等以内の血族又は実質的に患者の世話をしていたと病院の長及び診療所の長が認める者

(提供の手続き)

第5 診療情報の提供の手続きは、次のとおりとする。ただし、日常の診療活動における診療情報の説明において、診療記録の提供を行う場合などは、この手続きを省略できるものとする。

- (1) 申し出方法 診療情報の提供を申し出る者（以下「申出者」という。）は、「診療情報提供申出書（様式第1号）」を病院の長及び診療所の長へ提出しなければならない。
- (2) 提供の可否の決定 診療情報の提供の申し出があった場合は、病院の長及び診療所の長は主治医等の関係者から診療状況等を聴取し、提供の可否を決定する。ただし、病院の長及び診療所の長が必要と認めるときは、運営委員会で審議のうえ提供の可否を決定するものとする。なお、必要に応じて同委員会に関係者を出席させるものとする。

- (3) 病院の長及び診療所の長は申し出のあった日から30日以内に、提供の可否を決定し「診療情報提供回答書(様式第2号)」により申出者に通知するものとする。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由により規定の期間内に決定できない時は、30日を限度として、これを延長することができる。この場合は、速やかに、延長の理由を申出者に通知するものとする。
- (4) 提供方法 診療情報の提供は、閲覧及び口頭による説明を原則とし、病院及び診療所が指定する場所で、職員の立会いのもとに行う。その際、関係者は必要に応じて立ち会い、説明するものとする。なお、申し出がある場合は、診療記録の写しを交付することができるものとする。
- (5) 院外持ち出しの禁止 申出者が、病院及び診療所の保有する診療記録を病院外へ持ち出すことを禁止する。
- (6) 秘密保持 個人情報の秘密保持の観点から、申出者が自己の責任において、当該情報の管理を慎重に行うよう注意を喚起する。

(診療情報の全部又は一部を提供しないことができる場合)

第6 診療情報が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該診療情報の全部又は一部を提供しないことができる。

- (1) 患者本人に対しての治療効果等への悪影響が認められる場合
- (2) 患者本人又は家族等第三者の正当な利益が害されると認められる場合
- (3) 患者本人以外の個人情報
- (4) 第三者から得た情報であって、第三者の同意が得られない場合
- (5) 前4号のほか、診療情報の提供を不適当とする相当な事由が存する場合

(費用の徴収)

第7 閲覧及び口頭による説明の場合の費用は徴収しない。ただし、写しの交付については、交付に要する費用を徴収するものとし、別に定める。

(その他)

第8 この指針の運用にあたっては、「山形県個人情報保護条例(平成12年10月山形県条例第62号)」の趣旨を尊重し、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の保護を図ることに充分留意するものとする。

附 則

この指針は、平成20年5月2日から施行する。

附 則(平成25年6月28日改正)

この指針は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日改正)

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月9日改正)

この指針は、平成30年4月1日から施行する。